

不安を抱える妊婦に対する新型コロナウイルス感染症検査事業実施要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス流行下における妊婦の不安解消を目的とし、希望する妊婦に対し、新型コロナウイルス感染症検査を実施する。なお、院内感染防止を目的としてはいない。

(実施主体)

第2条 実施主体は沖縄県とする。ただし、産科医療機関における新型コロナウイルス感染症検査の実施を沖縄県医師会（支払事務：沖縄県産婦人科医会）と集合契約にて行う。また、集合契約による検査の実施が難しい産科医療機関は、個別に契約する。

(対象者)

第3条 発熱等の症状がないなど感染の疑いがなく、分娩予定日が概ね2週間以内の妊婦を対象としており、本人が強い不安を抱える場合、又は基礎疾患を有する場合に1回のみ実施することとする。感染を疑う症状がある妊婦、感染者との濃厚接触者等は行政検査、又は保険診療に基づく検査となるため、本事業の対象者とはならない。

(実施方法)

第4条 産科医療機関は次の各号のいずれかの検査を実施することとする。

- (1) PCR検査
- (2) 抗原定量検査
- (3) LAMP法

2 前項の検査実施については、検体採取を産科医療機関で行ったあと、検査機関へ提出する方法をとってもよい。

3 産科医療機関は、検査を実施するにあたり、無症状であることの確認及び、十分な説明を行った上、妊婦の同意を得た上で実施することとし、受検票の記入を行うこと。

(費用負担)

第5条 産科医療機関は検査を実施した場合、検査に係る費用（検査料、結果判断料等）について、沖縄県産婦人科医会をとおし、沖縄県へ請求する。ただし、個別契約の産科医療機関は直接沖縄県へ請求する。

(事業実施上の留意点)

第6条 対象者の個人情報保護に努める。

2 検査実施にあたっては、職員及び実施場所の十分に感染予防策を講じること。

(関係機関との連携)

第7条 医療機関、市町村、その他関係団体等と十分に連携を図り、事業の実施について協力を求める。

附 則

1 この要綱は、令和2年11月25日から施行する。

2 第1条の目的のため、第3条、第4条第1項の要件を満たし、公費や保険診療の適用がなく、費用負担をした者は、沖縄県へ20,000円を上限に請求することができる。

3 改正後のこの要綱は、令和3年4月1日から施行する。